

標津町立中学校における拠点校部活動に関する実施要項

1 目的

標津町立中学校に在籍する生徒がスポーツ・文化活動に親しむことができる機会を確保するため、学校、地域、保護者の理解と協力を得ながら、拠点校方式による部活動（以下、「拠点校部活動」という。）を実施し、持続可能な部活動の実現を図り、部活動の活性化や生徒の部活動に対する活動意欲を高めることを目的とする。

2 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、標津町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）とする。また、実施主体は、標津町立学校とする。

3 定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- ①学校部活動 標津町立中学校（以下、「中学校」という。）において、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動という。
- ②拠点校部活動 在籍している学校（以下、「在籍校」という。）において、希望する部活動が設置されていない生徒のスポーツ・文化芸術における多様なニーズに応えるため、教育委員会が定めた実施主体の中で、活動することを校長が承認した学校（以下、「拠点校」という。）で受け入れる部活動を、本町における拠点校部活動とする。

4 実施対象校及び実施部活動

標津町学校部活動持続化検討協議会（以下「協議会」という。）が拠点校部活動の参加希望者を調査し、実施主体の意向を踏まえたうえで、教育委員会が実施対象校及び実施部活動を定める。

5 実施期間

実施期間は1年間（年度単位）を基本とするが、継続も拒まないものとする。
また、部員数や指導者の状況等により、拠点校を変更することがある。

6 拠点校部活動に参加できる生徒

- ①在籍校に希望する部活動がない生徒または在籍校の部活動が他校での拠点校方式に移行することとなった生徒
- ②拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動でき、活動中は拠点校の生活指導に従うことを同意した生徒

③拠点校への移動手段において、保護者の責任のもとで参加しなければならない場合があることについて、保護者からの了承が得られる生徒

④在籍校及び拠点校両校の承諾が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書を交わした生徒

7 実施申請及び決定

部活動持続化検討委員会(以下「検討委員会」とよぶ)は、拠点校部活動を実施する部活動の候補を選出する。教育委員会は、検討委員会で選出した候補に基づき、拠点校部活動の対象とする部活動を決定する。教育委員会は決定した拠点校部活動の参加募集を作成し、学校を通じて、生徒・保護者に配布する。参加生徒の在籍校学校長は、その生徒・保護者からの参加申込書・保護者同意書(様式1-1)を受け、事業目的及び拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認したうえで、拠点校学校長に拠点校部活動参加申請書(様式1-2)及び(様式1-1)の写しを提出する。拠点校学校長は、承諾した際には、参加生徒在籍校学校長に拠点校部活動参加承諾書(様式1-3)を発出し、その写しを教育委員会に提出する。

8 拠点校部活動における遵守事項

拠点校、在籍校、参加する生徒及び保護者は、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 参加する生徒は、拠点校の部活動の方針に従う。
- (2) 拠点校への移動は、平常の活動日は教育委員会が運行する部活動バスを利用できるが、週末や長期休業中に変則的時間で実施する活動日の移動については、保護者の責任において対応し、移動にかかる経費は保護者の負担とする。
- (3) 活動を欠席するときは、在籍校の担当者が拠点校の顧問に直接連絡する。
- (4) 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。
- (5) 生徒または保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の学校長が生徒の活動を停止することができる。
- (6) 総括責任者は教頭とし、必要に応じて生徒の活動状況等の連携を図る。
- (7) 全各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

9 在籍校及び拠点校の連携

在籍校と拠点校は連携を図るものとする。

- (1) 在籍校及び拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとる。
- (2) 在籍校は拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動指導にあたって必要な情報を共有するものとする。

- (3) 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

1 0 大会等への参加

- (1) 拠点校部活動の登録は、中体連規約に基づき拠点校が対応し、大会参加等の連絡についても拠点校が対応する。
- (2) 大会参加にあたっては、主催者が定める大会要項や規程等に従う。
なお、中体連においては、拠点校部活動と複数校合同チームによる編成の併用が規定されていないため、大会出場ができない場合があることに留意する。

1 1 安全管理

- (1) 活動中は、拠点校の規則及び顧問の指示に従う。
- (2) 拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて在籍校と連携して対応するものとする。
- (3) 在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動、活動中の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの学校災害共済給付制度が適用され、その手続き等は生徒が在籍している学校が行う。

1 2 その他

- (1) 当該年度の拠点校実施内容の生徒・保護者への周知は、教育委員会及び各学校で行う。
- (2) 拠点校は、当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒・保護者を対象として、活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。
- (3) 他市町村から拠点校部活動への参加希望があった場合は、当該教育委員会間で検討し、教育委員会が当該拠点校の校長と協議のうえ、決定することとする。
- (4) この要項に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて関係学校と協議のうえ、決定及び実施することとする。

附 則

この要項は、令和7年2月1日から施行する。